

令和8年度

総 会

日時：令和8年4月19日（日）午後6時～

場所：なんとエナジー文化創造センター
ヘリオス 2階セミナールームA・B

福野中部まちづくり協議会

令和8年度

総会 次第

1 開 会

2 挨拶 福野中部まちづくり協議会 会長 畠中 俊夫

3 祝 辞 富山県議会議員 安達 孝彦 様

4 議 題

議案第1号	令和7年度	事業報告	…	1
議案第2号	令和7年度	決算報告並びに監査報告	…	3
議案第3号	令和8年度	役員(案)	…	5
議案第4号	令和8年度	事業計画(案)	…	6
議案第5号	令和8年度	予算(案)	…	7

資 料

資料1	福野中部まちづくり協議会規約	…	8
資料2	福野中部まちづくり協議会 組織図	…	14
資料3	川田振興基金会計規則	…	15
資料4	福野中部地区水利管理に関する要綱	…	16
資料5	福野中部地区防犯組合規則	…	17
資料6	福野中部子どもの安全を見守る会規則	…	18
資料7	福野中部自主防災連絡会規約	…	19

5 そ の 他

6 閉会の言葉 福野中部まちづくり協議会 副会長 長谷川 貢

議案第1号

令和7年度 事業報告

【役員会】1回(4/15)

【運営委員会】3回(4/10、11/26、2/25)

【各部会会議】

安全・環境整備部会	3回	5/16、9/17、12/10	子育て支援部会	4回	5/13、5/27、10/9、1/13
防災部会	4回	5/20、8/5、10/29、1/30	ひとつづくり部会	7回	5/15、6/5、7/3、9/18、10/16、1/30、2/26
高齢者支援部会	3回	5/22、9/11、2/17			

【事務局会議】毎週火曜

【実施事業】

- ・環境整備事業(防犯灯13箇所、道路用水路修繕3箇所)・道路維持サポート事業(延べ87名参加)
- ・広報発行(奇数月 6回)

月日	事業	内容等	場所
4月10日	監査会	会計監査	福野中部交流センター
4月15日	令和7年度定時役員会	総会資料について	福野産業文化会館
4月20日 ～	防犯パトロール	各月20日実施 4回(4月、6月、8月、10月)	福野中部地区内
4月20日	令和7年度総会	61名参加	福野産業文化会館
5月 1～2日	夜高祭休憩所運営 ミニ行燈展示	物品販売	砺波信用金庫職員駐車場 小西邸
6月8日	用水路現地研修	水利委員、区長参加	福野中部地区内
6月16日	子どもの安全を見守る会全体会	43名参加	福野産業文化会館
6月20日	サロン情報交換会	29名参加	福野中部交流センター
6月25日	防災講演会	41名参加	福野産業文化会館
6月28日	川の生き物さがし体験会	42名参加	高瀬遺跡
6月～7月	道路・水路調査	区長	福野中部地区内
6月～7月	熱中症対策訪問	高齢者	福野中部地区内
6月～9月	空き家調査	区長	福野中部地区内
7月6日	軽スポーツの集い&カローリング大会	約100名参加	福野体育館
7月15日	心とからだの健康づくり	17名参加	とやま健康パーク
7月17日	ケアネット研修会	60名参加	福野体育館
7月26日	まるごと健康教室【フォローアップ教室】	27名参加	福野中部交流センター
8月1日	夏休みキッズ教室	30名参加	福野産業文化会館
8月2日	福野四つ角人寄せ石フェスタ	催し物開催	銀行四つ角周辺
8月5日	防災訓練説明会	17名参加	福野中部交流センター
9月7日	福野中部地区自主防災連絡会防災訓練	各自主防災会	福野中部地区内 【本部】 福野産業文化会館
10月12日	福野中部地区敬老会	112名参加	福野文化創造センター
10月19日	カギかけ運動	安全・環境整備部会員	ショッピング ア・ミュー
10月 ～11月	友愛訪問	75歳以上一人暮らし	福野中部地区内
11月3日	町中ウオーク「まちなか発見!健康づくり! ふくのまち歩き2025」	109名参加	猿ヶ辻公園、 福野中部地区各会館
11月9日	ワクワクちびっこ広場で遊ぼう	64名参加	福野B&G体育館
11月9日	キッズ版リユースフェスタ	福野中部地区住民	福野B&G体育館
11月9日	C地区子ども食堂(地域食堂)	76名参加	七津屋地区会館
11月16日	A・B・D地区子ども食堂(地域食堂)	200名参加	浦町・横町・新町会館
12月7日	救命救急講習会	27名参加	南砺消防署東分署
12月7日	しめ飾り教室	23名参加	福野産業文化会館
12月26日	冬休みキッズ教室	22名参加	福野産業文化会館
12月27日	歳の大市地場産市	出店協力	上町山蔵前駐車場
2月12日	ケアネット・協議会補助事業説明会	区長	福野中部交流センター
2月19日	第2回サロン情報交換会	17名参加	福野中部交流センター
3月8日	文化祭、もちつき大会、健康教室	福野中部地区住民	福野産業文化会館
3月8日	リユースフェスタ	福野中部地区住民	すばーく福野

【関連団体事業参加】

月 日	事 業	内 容 等	場 所
4月 9日	福野小学校・中学校入学式	会長出席	福野小学校・中学校
4月 17日	福野地域行政推進員会議	区長 16名	福野中部交流センター
4月 17日	福野地域教育振興会総会	区長 16名	福野中部交流センター
4月 25日	福野地域づくり連絡協議会総会	会長出席	福野タウンホテル
5月 12日	南砺市地域づくり協議会連合会役員会	会長出席	南砺市役所
5月 18日	福野小学校運動会	会長出席	福野小学校
5月 26日	南砺市地域づくり協議会連合会総会	会長出席	南砺市役所
6月 27日	第1回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野タウンホテル
7月 12日	小規模多機能自治推進セミナー	会長ほか1名出席	ア・ミューホール
7月 14日	福野地域づくり連絡協議会連絡会議（臨時会議）	会長ほか1名出席	福野中部交流センター
7月 15日	南砺市自主防災組織連絡協議会定例会議	会長出席	南砺市防災センター
7月 25日	第2回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長ほか1名出席	福野地域内体育館
7月 31日	第2回南砺市民生児童委員大会	会長出席	井波総合文化センター
8月 25日	第3回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長ほか1名出席	福野タウンホテル
9月 2日	市への要望書提出	会長出席	南砺市役所
9月 8日	福野中部地区招魂祭	会長出席	福野神明社
9月 8日	阿曾翁頌徳祭	会長出席	恩光寺境内
9月 11日	南砺市社会福祉協議会の表彰選考委員会	会長出席	井波福祉センター
9月 17日	南砺市地域づくり協議会連合会第2回理事会	会長出席	南砺市役所
9月 18日	県土木センターへの要望書提出	会長出席	富山県砺波土木センター
9月 20日	福野中学校運動会	会長出席	福野中学校
10月 1日	南砺市地域づくり協議会連合会第1回全体会議	会長出席	南砺市地域包括支援センター
10月 11日	福野小学校学習発表会	会長出席	福野中学校
10月 25日	福野中学校学習発表会	会長出席	福野中学校
11月 6日	ツキノワグマ緊急対策会議	会長ほか2名出席	福野中部交流センター
11月 14日	南砺市社会福祉大会	会長出席	じょうはな座
11月 15日	なんと生涯学習フェス（南砺市教育委員会表彰）	会長出席	井波総合文化センター
11月 18日	第4回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長ほか1名出席	福野中部交流センター
11月 29日	ひまわり保育園・おひさま保育園学習発表会	会長出席	ひまわり・おひさま保育園
12月 16日	第3回南砺市地域づくり協議会理事会	会長出席	南砺市役所
12月 16日	富山紡績工場跡地エリア開発計画に関する意見交換会	福野中部地区住民	福野体育館
12月 20日	第6回福野地域づくり連絡協議会連絡会議	会長出席	福野タウンホテル
12月 24日	第1回南砺市保育園審議会	会長出席	南砺市役所
1月 10日	南砺市消防団出初式	会長出席	井波総合文化センター
1月 11日	南砺市二十歳の集い	会長出席	福野文化創造センター
1月 19日	福野夜高祭関係団体代表者会議	会長出席	福野文化創造センター
1月 27日	福野中学校少年の主張	会長出席	福野中学校
2月 3日	第5回福野地域づくり協議会連絡会議	会長出席	福野中部交流センター、 福野タウンホテル
2月 5日	地域円卓会議	会長出席	ア・ミューホール
2月 5日	南砺市地域づくり協議会連合会臨時理事会	会長出席	南砺市地域包括支援センター
3月 2日	南砺市地域づくり協議会連合会第4回理事会	会長出席	南砺市役所
3月 2日	福野まちづくり検討委員会	会長ほか2名出席	福野体育館
3月 10日	第6回福野地域づくり協議会連絡会議	会長ほか1名出席	福野中部交流センター
3月 12日	福野中学校卒業証書授与式	会長出席	福野中学校
3月 13日	南砺市社会福祉協議会理事会	会長出席	井波社会福祉センター
3月 17日	福野小学校卒業証書授与式	会長出席	福野小学校
3月 17日	南砺市地域づくり協議会連合会第3回全体会議	会長出席	南砺市地域包括支援センター
3月 25日	おひさま保育園卒園式	会長出席	おひさま保育園
3月 27日	南砺市交通対策協議会	会長出席	南砺市役所

議案第2号

令和7年度 福野中部まちづくり協議会 収支決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要	
前年度繰越金	3,331,401	3,331,401		
市 交 付 金	11,316,749	11,334,965	地域づくり費 3,071,000	生涯学習推進費 720,000
			社会福祉推進費 288,000	施設維持管理費 359,000
			地域事業推進費 750,000	推進人件費 6,146,965
地区社会福祉協議会	643,000	643,000	地区福祉活動助成金 393,000	ケアネット助成金 250,000
会 費	816,000	810,900	@850円×954世帯	
特 別 会 費	60,000	46,000	総会 @2,000円×23名	
補助・助成・賛助金	150,000	341,000	南砺市防犯協会 40,000	福野夜高祭保存協議会 100,000
			ふくのスポーツクラブ 30,000	富山県アーティストマッチング事業 58,000
			南砺市・建設課 110,000	男女共同参画・南砺 3,000
事業収入・雑収入	782,850	907,073	夜高祭小西邸売上 34,200	夜高祭休憩所売上 421,950
			なんどの日参加費 17,000	しめ飾り教室参加費 18,200
			歳の大市売上 77,300	餅つき大会 30,700
			預金利息 17,043	コピー機貸料 173,840
			協力金ほか 116,840	
合 計	17,100,000	17,414,339		

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要	
安全・環境整備部会	900,000	944,976	防犯灯整備事業 160,700	道路水路整備事業 616,000
			用水路現地研修 4,043	道路等維持サポート事業 100,000
			防犯啓発活動 1,656	子ども安全を見守る会運営 6,877
			空き家対策推進事業 55,700	
防 災 部 会	330,000	337,207	自主防災訓練 84,312	防災講演・勉強会 53,283
			防災備品整備 39,612	自主防災会助成 160,000
高 齢 者 支 援 部 会	830,000	945,438	子供・地域食堂 4,927	健康教室・健康づくり 89,979
			敬老会 436,173	サロン助成 61,435
			ケアネット事業 247,232	友愛訪問・熱中症対策 98,005
			研修会 5,972	文化祭・参画 1,715
子 育 て 支 援 部 会	280,000	272,135	児童クラブ助成 103,000	自然体験教室 22,600
			夏休みキッズ教室 53,310	ワクワクちびっこ広場 41,697
			冬休みキッズ教室 19,078	子供教室備品購入 32,450
ひ と づ くり 部 会	1,270,000	1,284,318	軽スポーツの集い 105,983	町内ウォーク 222,857
			しめ飾り教室 47,210	文化祭 35,125
			夜高祭休憩所運営 353,812	夜高祭小西邸運営 94,351
			もちつき大会 105,077	人寄せ石フェスタ 247,314
			大市賑わい創出 65,089	研修会 7,500
事 務 局 事 業	450,000	415,279	不用品リユース事業 43,160	ゴミ出し支援事業 51,000
			記念碑等維持管理事業 80,198	子ども食堂運営事業 193,421
			除雪支援事業 47,500	
共 通 経 費	9,530,000	9,872,092	事務局人件費 5,478,000	会長・副会長手当 220,000
			部会長・副部会長手当 120,000	福利厚生費 428,629
			交流センター管理費 400,473	通信費 100,517
			消防設備定期保安点検 13,200	消耗品費 153,804
			コピー機チャージ料 291,727	パソコン1台・付属機器 162,353
			会議・研修・諸会費 319,948	公民館総合保障・掛金 88,930
			行政推進員・水門手当 1,261,600	関係団体助成金 530,000
			負担金 136,000	雑費 114,069
			広報誌印刷代(6回) 52,842	
定期預金繰入支出	0	3,047	定期預金に利息を入れる	
予 備 費	3,510,000	0		
合 計	17,100,000	14,074,492		

収入合計 17,414,339円 支出合計 14,074,492円 残金 3,339,847円
翌年度繰越金 3,339,847円

<交付金・整備基金積立金>

○砺波信用金庫 普通預金	¥700,000	(内訳：新交流センター備品整備基金)
		令和2年度積立額 ¥300,000
		令和3年度積立額 ¥200,000
		令和4年度積立額 ¥200,000

<一般会計・定期引当預金>

○砺波信用金庫 定期預金	¥4,318,769	(前期末 ¥4,317,672 + 定期利息 ¥1,097)
○砺波信用金庫 定期預金	¥2,000,613	(前期末 ¥2,000,104 + 定期利息 ¥509)
○砺波信用金庫 定期預金	¥1,500,461	(前期末 ¥1,500,079 + 定期利息 ¥382)
○砺波信用金庫 定期預金	¥1,001,093	(前期末 ¥1,000,034 + 定期利息 ¥1,059)
		<u>定期預金・利息 合計 ¥3,047</u>

★令和7年度 福野中部まちづくり協議会 収支決算 (特別会計：川田振興基金)

○砺波信用金庫 普通預金	¥102,805	(前期末 ¥102,628 + 利息 ¥177)
○砺波信用金庫 定期預金	¥4,523,973	(前期末 ¥4,523,755 + 利息 ¥218)
		(5年満期：令和7年8月5日) 継続



令和7年度福野中部まちづくり協議会の会計及び特別会計について、諸帳簿・領収証等を監査したところ、いずれも適正に処理され記載の通り相違ないものと認めます。

令和8年4月9日

監事

西村健司 

監事

甲村英博 

議案第3号

令和8年度 福野中部まちづくり協議会 役員 (案)

No.	役職	氏名	所属	No.	役職	氏名	所属
1	顧問	安達 孝彦	富山県議会議員	27	運営委員	澤田 勝	安全・環境整備部会 部会長
2	顧問	齋藤 幸江	南砺市議会議員	28	運営委員	堀田 敏浩	安全・環境整備部会 副部会長
3	顧問	長井 久美子	元南砺市議会議員	29	運営委員	小田 健治	安全・環境整備部会 副部会長
4	顧問	西 賢一郎	福野中部まちづくり協議会 前会長	30	運営委員	川合 勉	防災部会 部会長
5	相談役	花島 栄一	南砺市商工会 元会長	31	運営委員	浦嶋 郁夫	防災部会 副部会長
6	相談役	田中 芳弘	福野中部自治振興会 元会長	32	運営委員	笹村 映子	防災部会 副部会長
7	相談役	栗山 芳雄	福野中部自治振興会 元会長	33	運営委員	高瀬 満	高齢者支援部会 部会長
8	会長	畠中 俊夫	福野中部まちづくり協議会 会長	34	運営委員	中嶋 一美	高齢者支援部会 副部会長
9	副会長	有川 寛	福祉活動リーダー	35	運営委員	前山 昌三	高齢者支援部会 副部会長
10	副会長	長谷川 貢	生涯学習リーダー	36	運営委員	竹本 哲也	子育て支援部会 部会長
11	理事	佐々木 真二	第1区長	37	運営委員	畠中 昌代	子育て支援部会 副部会長
12	理事	長岡 和郎	第2区長	38	運営委員	嶋田 良太	子育て支援部会 副部会長
13	理事	丹羽 宏彰	第3区長	39	運営委員	畑腰 聖二	ひとづくり部会 部会長
14	理事	柴田 崇志	第4区長	40	運営委員	別所 雅美	ひとづくり部会 副部会長
15	理事	中嶋 文哉	第4-2区長	41	運営委員	清澤 正就	ひとづくり部会 副部会長
16	理事	北嶋 正人	第5区長	42	監事	中村 英博	福野中部地区区長会 元会長
17	理事	澤田 勝	第6区長	43	監事	丹羽 宏彰	福野中部地区区長会 前会長
18	理事	川原 一博	第7区長	44	事務局長	長岡 和郎	交流センター管理者
19	理事	小田 健治	第8区長	45	総務	長谷川 貢	地域指導員
20	理事	福富 久幸	第9区長	46	総務	清瀬 伊紀子	地域指導員
21	理事	伊藤 俊一	第10区長	47	総務	古川 眞知子	地域指導員
22	理事	岩尾 精一	第11区長	48	総務	木村 尚美	地域指導員
23	理事	城宝 雅樹	第12区長	49	総務		地域づくり支援員
24	理事	宮本 宏志	第13区長	50	総務		地域づくり支援員
25	理事	岸澤 佳祐	第14区長	51	総務		地域づくり支援員
26	理事	大西 智平	第15区長				

議案第4号

令和8年度 事業計画(案)

- ・総会
- ・役員会
- ・運営委員会
- ・各部会
- ・事務局会議
- ・環境整備事業
- ・各種団体助成
- ・広報発行
- ・ホームページ更新

月 日	事業	内容	場所
4月9日	監査会	会計監査	福野中部交流センター
4月13日	令和8年度定時役員会	総会資料について	福野文化創造センター
4月19日	令和8年度総会	令和7年度事業・決算審議 令和8年度事業・予算審議	福野文化創造センター
4月20日 ～	防犯パトロール	各月20日実施 4回(4月、6月、8月、10月)	福野中部地区内
5月 1～2日	夜高祭休憩所運営 ミニ行燈展示	休憩所の運営やミニ行燈の 展示による賑わいの創出	砺波信用金庫職員駐車場 小西邸
6月7日	軽スポーツの集い&カローリング大会	気軽に楽しめるスポーツを通じた交流	福野体育館
6月24日	防災講演会	防災意識の向上と防災力の向上	福野文化創造センター
6月	自然体験「川の生物さがし」	身近な自然とのふれあい	高瀬遺跡周辺
6月	用水路現地研修	水路の確認、水門の調整方法	福野中部地区内
6月	福野中部子どもたちの安全を見守る会全体会	役員選出、活動内容の把握	未定
6月	サロン情報交換会	サロン活動活性化に向けた情報交換	福野中部交流センター
6月～7月	道路・水路・空き家調査	道路・水路の危険箇所調査、 空き家状況調査	福野中部地区内
6月～7月	熱中症対策訪問	高齢者への見守りと熱中症対策	福野中部地区内
7月	ケアネット研修会	災害に備えた高齢者への支援	未定
7月	児童会との連携活動説明会	各地区児童会相互の情報交換	福野中部交流センター
8月	子供食堂(子供・地域食堂)説明会	子供食堂の運営への共通理解	福野中部交流センター
8月	夏休みキッズ教室	小学生対象の学習支援と遊びの場	未定
8月	福野四つ角人寄せ石フェスタ	夜店参加団体と連携した賑わい創出	銀行四つ角周辺
8月	防災訓練説明会	防災訓練に向けた行動確認	未定
9月6日	福野中部地区自主防災連絡会防災訓練	地震発生時の避難行動の確認	福野中部地区内
9月～	子供食堂(子供・地域食堂)	食事作りを通じた世代間交流	各地区会館
9月	健康教室	心身のケアによる生きがい作り	未定
10月12日	福野中部地区敬老会	長寿の祝福と高齢者福祉に対する理解	福野文化創造センター
10月12日	文化祭	住民の作品展示	福野文化創造センター
10月	カギかけ運動	住民の防犯意識の啓発	ショッピング ア・ミュー
10月	防災訓練反省会	防災訓練の問題点と改善策	未定
11月8日	ワクワクちびっこ広場	未就学児対象の遊び場創出	福野B&G体育館
11月8日	リユースフェスタ	譲ってもらった不用品を無料提供	福野B&G体育館
11月	町内ウオーク	健康づくりと郷土への愛着の醸成	福野中部地区内
11月	友愛訪問	75歳以上の一人暮らしの方対象	福野中部地区内
11月	防災勉強会	防災意識の向上と防災力の向上	未定
12月27日	歳の大市地場産市	商工会と連携した賑わい創出	上町山蔵前駐車場
12月	冬休みキッズ教室	小学生対象の学習支援と遊びの場	未定
12月	しめ飾り教室	地域に伝わる文化の継承	未定
2月	ケアネット事業説明会	高齢者を地域で支える仕組みづくり	福野中部交流センター
3月	もちつき大会	賑わい創出による地域の活性化	すぱーく 福野
3月	リユースフェスタ	譲ってもらった不用品を無料提供	すぱーく 福野

【関連団体】

- ・南砺市地域づくり協議会連合会
- ・福野地域づくり連絡協議会
- ・富山県西部地域自治会会長会
- ・南砺市社会福祉協議会
- ・福野地域消防団
- ・南砺市生涯学習連絡協議会
- ・福野地域生涯学習連絡協議会
- ・なんと未来支援センター
- ・福野小学校、福野中学校
- ・南砺市食生活改善推進協議会福野支部 ほか

議案第5号

令和8年度 福野中部まちづくり協議会予算(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
前年度繰越金	3,339,847	
市 交 付 金	11,432,925	住民自治推進交付金、推進人件費、施設維持管理費、地域事業推進費
地区社会福祉協議会	543,000	地区福祉活動助成事業、ケアネット事業
会 費	810,900	@850円×954世帯
助 成 金 等	170,000	防犯協会、ふくのスポーツクラブ、福野夜高祭保存協議会
事業収入・雑収入	803,328	コピー機貸料、生涯学習事業収入、預金利息ほか
合 計	17,100,000	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
安全・環境整備部会	1,245,000	道路・水路整備、地域内道路等維持サポート、道路・水路・空き家調査、カーブミラー設置、防犯灯・掲示板・ごみステーション助成ほか
防 災 部 会	330,000	防災訓練、防災講演会、防災関連備品整備、自主防災会助成金ほか
高齢者支援部会	850,000	敬老会、高齢者サロン助成、ケアネット事業、友愛訪問ほか
子育て支援部会	290,000	児童クラブ助成、子供教室、ちびっ子広場、遊具等購入ほか
ひとづくり部会	1,270,000	夜高祭休憩所運営、人寄せ石フェスタ、町内ウォーク、軽スポーツの集い&カローリング大会、しめ飾り教室、歳の大市賑わい創出、文化祭・もちつき大会ほか
事務局事業	450,000	記念碑等維持管理、ゴミ出し・除雪支援助成、子供食堂(子供・地域食堂)、不用品リユースほか
共 通 経 費	9,855,000	交流センター維持管理費、消耗品費、コピーチャージ料、会議費、負担金、事務局人件費、行政推進員手当、水利管理手当、諸団体助成金、会長・副会長手当、部会長・副部会長手当、公民館総合保障制度掛け金ほか
予 備 費	2,810,000	
合 計	17,100,000	

資料 1

福野中部まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、福野中部まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を南砺市二日町1545番地13福野中部交流センター内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、福野中部地区に居住する住民及び本会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の扶助及び福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意志に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 将来ビジョンの策定及びまちづくり計画の策定、評価、見直し
- (2) 住民ニーズの把握、収集
- (3) 道路、水路、防犯灯等の環境整備に関する事業
- (4) 防火、防災に関する事業
- (5) 防犯、交通安全に関する事業
- (6) 地域の活性化、空き家対策に関する事業
- (7) 高齢者支援、介護予防に関する事業
- (8) 子育て支援に関する事業
- (9) 生涯学習、人づくりに関する事業
- (10) 伝統産業再生に関する事業
- (11) 広報による活動の周知
- (12) その他目的達成に必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 総務 若干名（地域指導員、地域づくり支援員）
- (5) 理事 16名（区長）
- (6) 運営委員 15名以内（部会長1名、副部会長1～2名）
- (7) 監事 2名（前々福野中部地区区長会長、前福野中部地区区長会長）
- (8) 顧問 若干名
- (9) 相談役 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、総会において選任する。

2 監事は会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、予め会長が定めた順序でその職務を代行する。

3 事務局長は、会計、総務・庶務、広報等の事務を処理する。

4 地域指導員は、事務局長を補佐する。

5 理事は、本会の重要な方針、計画等につき意見を述べ、運営に当たる。

6 部会長は、担当部会の運営に当たる。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

9 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、また意見を述べる。

10 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が区長又は各種団体長の場合は、その在任期間とする。ただし、部会長、副部会長においては当該年度末までの任期とする。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

(会議の構成)

第10条 総会は、会員の代表者をもって構成する。なお、会員の代表者とは以下をいう。

①本会の役員

②前任区長

2 役員会は、第5条で定める役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

3 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局長、総務をもって構成する。

4 部会は、部会長、副部会長、部員をもって構成する。

第4章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全役員5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第13条 総会は、役員²の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状が提出された場合は、出席したものとみなす。

(総会の議長)

第14条 総会は、会長が議長となり審議を行う。

(総会の権能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 役員²の選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定改廃に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者総数並びに出席した役員数及びその定足率
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の種類)

第18条 役員会は、定時役員会と臨時役員会とする。

- 2 定時役員会は、第5条で定めた監事を除く役員全員が出席して開催する。ただし、顧問、相談役を除くことができる。
- 3 定時役員会は、第21条に定める事項を議決する。
- 4 臨時役員会は、適時、会長及び副会長が必要と判断した役員を招集し、会務の執行予定等の審議を行う。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、適時、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(役員会の議長)

第20条 役員会は、会長が議長となり審議を行う。

(役員会の権能)

第21条 定時役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

2 第15条に定める事項につき、急施を要するものについては、臨時役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(役員会の議決)

第22条 定時役員会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第23条 定時役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者総数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第24条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局長、総務が出席して開催する。

2 運営委員会は、会務の執行に関する事項について審議する。

(運営委員会の招集)

第25条 運営委員会は、適時、会長が招集する。

2 運営委員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

第7章 部会

(部会)

第26条 部会は、区長、各種団体の団体長や構成員及び当該分野に知見のある者等からなる部員をもって構成し、互選により部会長、副部会長を選出し役員会で承認を得る。ただし、部会長及び副部会長の選出に当たっては、原則、満70歳を年齢の上限とする。

2 部会は、適時、部会長が招集する。

3 部会長は、事業計画、収支予算を策定し役員会に諮る。

4 部会長は、事業計画を実行し、事業報告、収支決算を行い役員会に諮る。

5 部会長は、会議録を作成し、資料とともに事務局長に提出する。

(部会の種類)

第 27 条 部会は、次の 5 部会とし、その主たる事業は次の通りとする。

(1) 安全・環境整備部会

道路、水路等の補修、防犯灯、防犯カメラの設置、道路の掃除、融雪等の環境整備、空き家調査及び防犯、交通安全等に関する事業

(2) 防災部会

防火及び防災等に関する事業

(3) 高齢者支援部会

高齢者の支援及び介護予防等に関する事業

(4) 子育て支援部会

子育て支援等に関する事業

(5) ひとづくり部会

生涯学習、スポーツ、交流、研修、地域史学習及び地域の活性化等に関する事業

第 28 条 部会には、運営協力者を置くことができる。

第 8 章 会計

(経費)

第 29 条 本会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第 30 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(賃金及び手当)

第 31 条 交流センター管理者及び地域指導員については、雇用契約を締結の上、南砺市の定める基準の賃金を支払う。

2 役員の手当については、役員会で決定し、総会で報告する。

(事業年度及び会計年度)

第 32 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第 33 条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、収支計算書及びその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画及び収支計画は、総会の議決により定める。

第 9 章 雑則

(書類及び帳簿の備え付け)

第 35 条 本会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

(1) 規約

(2) 役員に関する書類（役員名簿）

(3) 会議議事録

- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 各事業年度末の収支決算書
- (6) 事業計画書及び予算書
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿につき、会員より閲覧の請求があった場合には、正当な理由が無い限り閲覧に供さなければならない。

(細則)

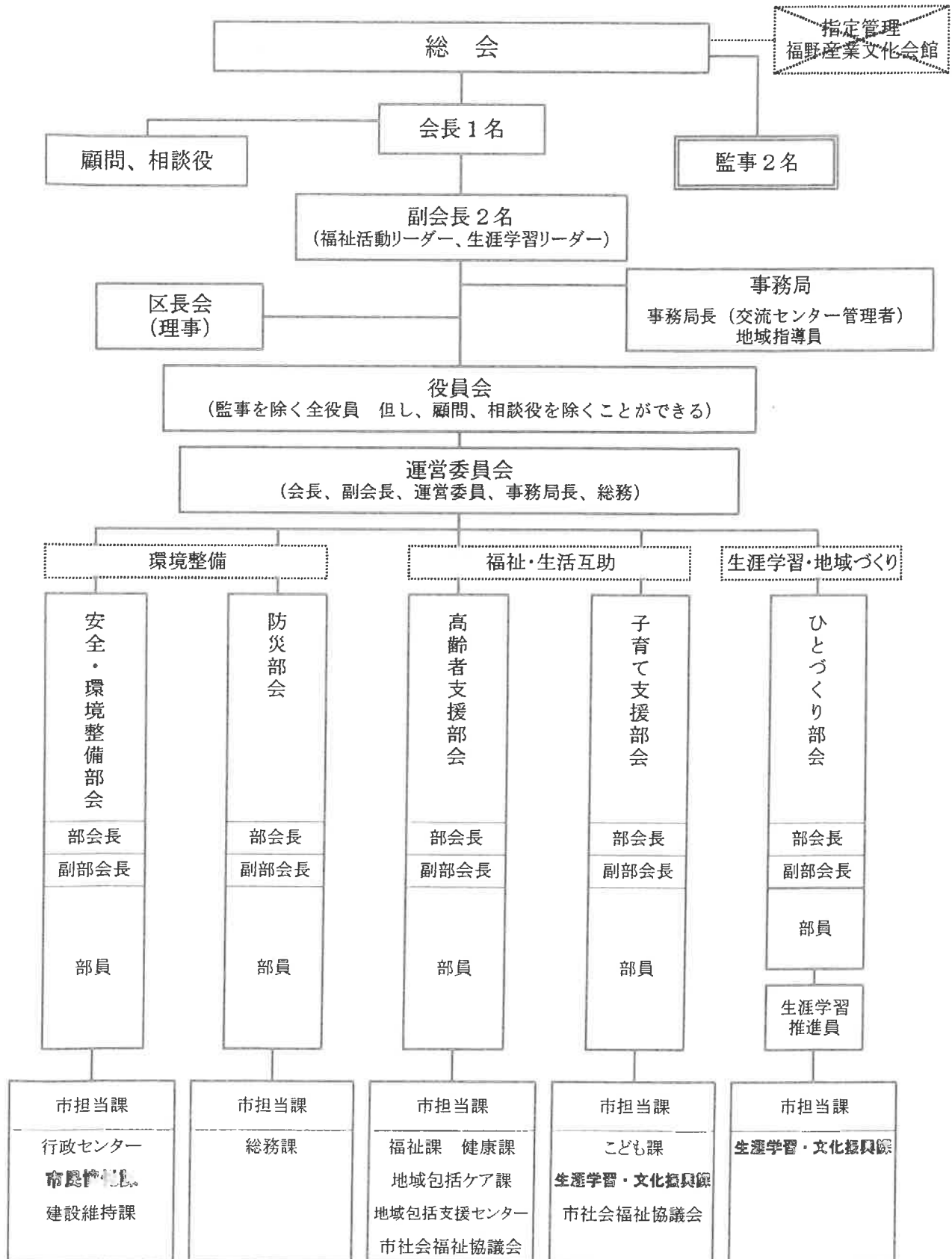
第36条 役員会は、本規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、令和4年4月19日から施行する。
- 4 本規約は、令和5年4月23日から施行する。
- 5 本規約は、令和6年4月21日から施行する。

福野中部まちづくり協議会 組織図



資料 3

川田振興基金会計規則

第 1 条 本会計は、川田商工振興基金会計より引き継いだ 500 万円の管理・運営について定める。

第 2 条 本会計は、故川田忠雄氏のご遺志にもとづき福野中部まちづくり協議会の事業目的達成と伝統文化の継承発展のため活用する。

第 3 条 第 2 条の目的達成のため、毎年 10 万円を限度に支出し使用できる。ただし、限度額を超え支出する事業がある場合は、福野中部まちづくり協議会の総会決議を受け使用することができる。

第 4 条 本会は、毎年福野中部まちづくり協議会の会計監査受け総会に報告する。

第 5 条 本会計は、資金の枯渇をもって廃止とする。

附則 本会計規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

※平成 16 年 9 月 24 日制定

※平成 31 年 4 月 1 日一部改正

資料4

福野中部地区水利管理に関する要綱

- 第1条 本要綱は、福野中部まちづくり協議会規約（以下「規約」という）第3条の事業達成のため定める。
- 第2条 本事業達成のため、規約第27条の（1）安全・環境整備部会が中心となり、福野中部水利管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。
委員会の招集は、福野中部まちづくり協議会会長の承認を得て、委員会の長が行う。
- 第3条 委員会は、福野中部水利改良期成同盟会（S36年～H12年）事業の一部を引き継ぎ、地域内の快適で安全な生活環境確保のため、次の事業を行う。
（1）防水害・防火消防に関する管理事業
（2）生活用排水の管理に関する事業
（3）前述（1）（2）に関する提案、陳情の処理
（4）その他、生活排水に関する必要事業
- 第4条 委員会の役員は以下の通りとする。委員長、副委員長、事務局長は各区から選任された水利管理委員による。さらに、水門調整管理者を置く。
- | | |
|----------|-------------------|
| 水利管理委員長 | 1名 |
| 水利管理副委員長 | 2名 |
| 水利管理委員 | 12名（但し、必要により増員も可） |
| | 他に若干名＝消防団員及び必要関係者 |
| 水利管理事務局員 | 1名 |
| 水門調整管理者 | 約30名（水利管理委員と兼務も可） |
- 第5条 各区から選任された水利管理委員・水門調整管理者は、常に担当する用水路の水量に気を配り、水門、堰板などの管理に当たる。
- 第6条 役員任期は特に定めない。欠員の都度、区長が補充する。
- 第7条 水利管理委員の水門調整管理者には、年間5,000円の管理手当を支給する。
- 第8条 本要綱は、福野中部まちづくり協議会の総会において改廃することができる。

附則 本要綱は、平成31年4月1日より施行する。

- ※平成16年11月 1日制定
- ※平成18年 5月10日一部改正
- ※平成19年 5月10日一部改正
- ※平成31年 4月 1日一部改正
- ※令和 4年 4月19日一部改正

資料 5

福野中部地区防犯組合規則

第 1 条 本防犯組合は、福野中部地区防犯組合と称し、事務所は福野中部交流センター内に置く。

第 2 条 本防犯組合は住民相互の活動によって犯罪を防止し、福野中部地区から犯罪を出さない、犯罪を許さない明るい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

第 3 条 本防犯組合は、福野中部まちづくり協議会規約第 27 条の（1）安全・環境整備部会が中心となり設置し、福野中部地区に居住する者をもって組織する。

第 4 条 本防犯組合は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）防犯意識の普及、高揚に関すること。
- （2）防犯パトロールに関すること。
- （3）その他目的の達成に必要なこと。

第 5 条 本防犯組合に次の役員を置く。なお、組合長は安全・環境整備部会の部会長が就任する。

- | | |
|---------|--------|
| （1）組合長 | 1 名 |
| （2）副組合長 | 若干名 |
| （3）理事 | 約 20 名 |
| （4）総務 | 1 名 |

第 6 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。なお、欠員により就任した役員任期は前任者の在任期とする。

第 7 条 会議の招集は、福野中部まちづくり協議会会長の承諾を得て、組合長が行う。

第 8 条 本防犯組合は、毎年南砺市防犯協会へ事業報告及び会計報告を行わなければならない。当該報告の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 条 本規則は、福野中部まちづくり協議会の総会において改廃することができる。

附則 本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

※平成 19 年 5 月 10 日一部改正

※平成 24 年 4 月 28 日一部改正

※平成 29 年 4 月 21 日一部改正

※平成 31 年 4 月 1 日一部改正

※令和 4 年 4 月 19 日一部改正

資料6

福野中部子どもの安全を見守る会規則

(名称)

第1条 本会は、福野中部子どもの安全を見守る会と称する。

(目的)

第2条 本会は、子どもたちが犯罪や事故の被害者とならないように守ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

- (1) できるだけ下校時の変更の際に対応できるよう連絡を密にし、より効果があがるよう心がける。
- (2) 子ども達に対する危険情報(防犯、防災)の収集に努め、危険が予知された場合は関係機関と連絡協議し、素早く対策を講じると共に全会員に周知徹底する。
- (3) 地区の安全・安心に関する事柄についても、地区民全体に啓蒙をはかり、明るい住み良い地区となるよう寄与する。
- (4) その他、目的達成に必要な活動。

(組織)

第4条 本会は、福野中部まちづくり協議会規約27条の(1)安全・環境整備部会が中心となり、地区全域より参加の協力会員、福野中部まちづくり協議会(含む地区内全区長[防犯連絡所])、民生児童委員、PTA地区委員長等によって組織する。

(役員)

第5条 本会につきの役員を置く。なお、会長は安全・環境整備部会の部会長が就任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事(連絡員) 約20名
- (4) 事務局 1名

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補充により就任した役員任期は前任者の残任期とする。
- 3 協力会員の任期は特に定めない。

(会議)

第7条 会議は全体会及び役員会とする。

- 2 全体会は、役員及び協力会員で構成する。なお、全体会は、年1回以上開催し、役員改選、規則の変更などを行う。
- 3 役員は、活動状況及び効果、その他について協議する。

(議長)

第8条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(細則)

第9条 本規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 本規則は平成31年4月1日から施行する。

※平成18年 2月19日から施行する。

※平成24年 5月26日一部改正

※平成31年 4月 1日一部改正

※令和 4年 4月19日一部改正

資料 7

福野中部自主防災連絡会規約

(目 的)

第1条 本会は、住民互助の精神に基づき、南砺市福野中部地区（以下「福野中部」という）の自主防災会相互の連携協力により、地震、風水害、その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

第2条 本会は、福野中部自主防災連絡会と称する。

2 地震等の災害時には、役員により福野中部災害対策本部に切り替える。

(会員及び役員)

第3条 本会は、福野中部に居住する者、又は勤務する者を会員とし、福野中部自主防災連絡会を構成する。

2 本会には、次の役員を置く。役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 会長は、福野中部まちづくり協議会会長を以ってあてる。

(2) 副会長は、防災関係者及び会長が指名する。(若干名)

(3) 連絡員は各地区自主防災会より1名選出する。

(4) 統括は、防災士が行う。(若干名)

(5) 事務は福野中部まちづくり協議会事務局が行う。

(事務局)

第4条 本会の事務局を福野中部交流センター内（南砺市二日町 1545-13、電話 22-1660）に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 南砺市及び他の機関・団体との連携に関すること。

(2) 防災の知識及び技術の普及に関すること。

(3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(会 議)

第6条 本会の役員会は、事業を実施する前に行うものとし、会議は適宜行うものとする。

(防災計画)

第7条 本会は、福野中部の減災のために防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の災害時に於ける本会の組織編制及び任務分担に関すること。

(2) 防災訓練の実施に関すること。

(3) その他の必要な事項。

(4) 本部組織図に関すること。(別表1参照)

(事業年度)

第8条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 本規約は福野中部まちづくり協議会総会において改廃することができる。

附則 本規約は、平成19年7月20日より施行する。

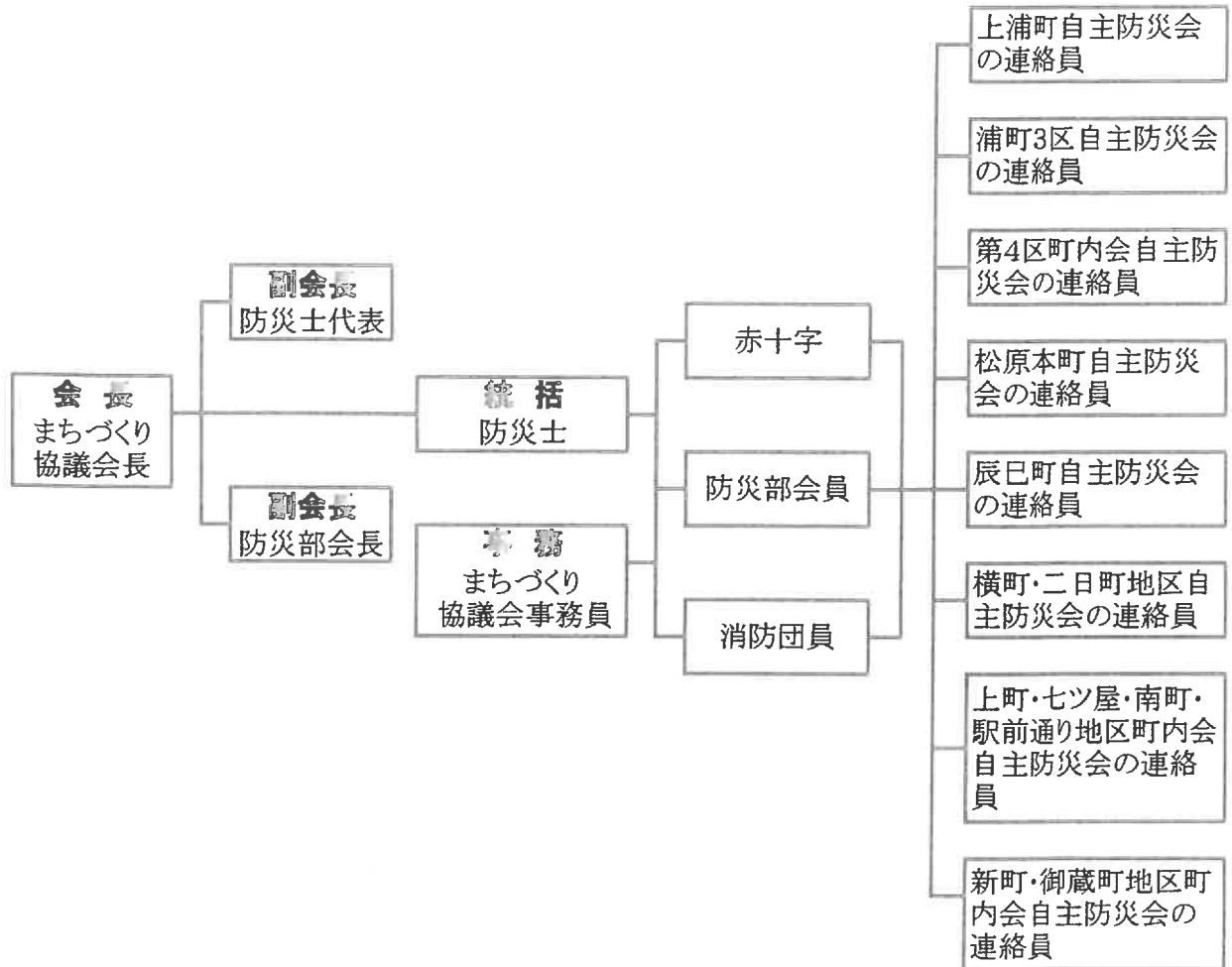
※平成29年4月21日一部改正

※平成30年4月21日一部改正

※令和 4年4月19日一部改正

※令和 6年4月21日一部改正

別表1 本部組織図



南砺警察署	52-0110
福野市民センター	22-1101
南砺市総務課	23-2028
福野中部自主防災連絡会事務局	22-1660

南砺消防署	52-0119
南砺消防署東分署	82-0119
南砺市民病院	82-1475
砺波総合病院	32-3320